

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01393

研究課題名（和文）捜査機関によるコンピュータ・データ取得の情報法および国際法上の課題に関する研究

研究課題名（英文）The legal issues of criminal investigations on personal data stored abroad by third parties.

研究代表者

小向 太郎 (Komukai, Taro)

中央大学・国際情報学部・教授

研究者番号：30780316

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：コンピュータ・ネットワークの発展によって、オンライン・サービスの利用記録や、クラウド上に保存されるデータが増加しており、これらの情報は国外に保存されていることも多い。捜査機関にとっても、国外サーバに保存される情報や、サービス提供者等の第三者が保有している情報の重要性が高まっている。しかし、これらの情報に対する強制捜査には、データ所在国の国家主権を侵害しないか、本人のプライバシーや個人情報保護上の問題は生じないか、といった問題がある。本研究では、こうした問題について、日米EUの議論と制度を比較分析し、望ましい制度のあり方を提言している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究のテーマについて、わが国では従来、憲法や刑事訴訟法上の強制処分法定主義と、国際法上の国家主権の問題として検討されることが多かった。本研究では、日米EUにおける議論状況とそれぞれの制度を比較分析することで、犯罪捜査と主権侵害に関する考え方に国による差異があることや、第三者保有の個人情報については強制処分法定主義の考え方で十分な保護ができず、情報の性格に応じた守秘義務や個人情報保護制度による対応も重要であることを明らかにしている。従来の枠組みにとらわれず問題を捉え直し、制度に対する具体的な示唆を得ていることの学術的・社会的意義は大きいと考えられる。

研究成果の概要（英文）：The development of computer networks creates a massive records of the use of online services and data stored in the cloud, which is often stored abroad. Information (i) stored on foreign servers and (ii) held by third parties, such as service providers, is becoming increasingly important for investigative authorities. However, there are issues with mandatory searches of such information, such as (i) whether they infringe on the sovereignty of the country where the data is located, and (ii) whether they raise privacy and personal data protection concerns. This study compares the discussions in Japan, the US and the EU on these issues, and proposes a desirable legal system.

研究分野：情報法

キーワード：個人情報保護 プライバシー 国家主権 強制処分法定主義 通信の秘密 サイバー犯罪条約 ガバメントアクセス クラウド法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

犯罪捜査において、コンピュータ上に保存されたデータが捜査の対象となることが増えている。コンピュータ・ネットワークの発展によって、オンライン・サービスの利用記録や、クラウド上に保存しているデータも増加しており、これらの情報は国外に保存されていることも多い。

国際法上の基本原則である主権の不可侵原則から、国家の権力行使はその領土内に限り許される。捜査機関が国外に対して有形力を行使したり、強制捜査を行ったりすることは、許されないのが原則である。捜査機関が強制捜査にともない国外情報にアクセスすることが許されるかも問題となる(国外データに対する捜査)。この問題について、わが国では、基本的に他国の主権侵害になり許されないとする見解が有力であった。一方で、米国には、捜査機関による国外情報へのアクセスについて、単純な属地主義によらない新たな枠組みの必要性を指摘した研究がある。また、米国でも捜索差押令状(SCA: Stored Communication Actに基づく令状)による国外所在情報の提出要請について令状の効力が及ぶかがどうかが裁判で争われ、注目されていた。

また、技術の進展によって被疑者が知らないうちに情報を取得される場面は増加している。被疑者等の捜査対象者以外の者が保有する情報を捜査機関が取得する場合には、法定手続きの必要な強制処分にあたるのかどうか問題となる(第三者保有の個人情報に対する捜査)。さらに、こうした情報は個人情報に該当することも多いため、個人情報保護制度上の位置づけも問題となる。

研究開始当初(2018年)は、これらの課題が指摘されつつあったが、まだ十分な議論がされていない状況であった。その後の動向として、国外データに対する捜査については、米国では令状の効力が及ぶことを明確化する法整備がなされ(CLOUD Act: the Clarifying Lawful Overseas Use of Data Act) わが国でも最高裁判所の判断が示されている(FC2事件: 最決2021年2月1日)。また、第三者保有情報に対する捜査に関しても、個人情報保護法の2021年改正によってわが国でも捜査機関が個人情報保護法による規制の対象となっている。さらに、他締約国内の事業者による捜査協力や個人情報保護に関する条項が盛り込まれたサイバー犯罪条約の第2追加議定書が、2021年に採択されている。

2. 研究の目的

本研究は、犯罪捜査機関が行うコンピュータ・データの取得について、国外データに対する捜査、第三者保有の個人情報に対する捜査、について法制度上の課題を検討し、我が国と欧米における犯罪捜査におけるコンピュータ・データ取得に関する制度を比較分析し、制度のあり方に指針を示すことを目的としている。

3. 研究の方法

本研究は、文献調査、訪問調査、関係学会や国際会議への参加・報告・議論等の方法によって実施した。具体的な議論の場としては、情報ネットワーク法学会、情報処理学会電子化知的財産・社会基盤研究会(EIP)、情報処理国際連合第9技術委員会(TC9)が主催するHuman Choice and Computers Conference、を中心に、報告やディスカッションを行ってきた。

4. 研究成果

(1) 国外データに対する捜査

米国では、法律の域外適用について、「合衆国の法律は、合衆国議会が特に異なる意図を明確に示していない限り、合衆国の領域的裁判管轄権が及ぶ範囲にのみ適用する趣旨が、推定される」という連邦最高裁判例の考え方がとられている(Morrison v. National Australia Bank Ltd. 561 U.S. 247 (2010).)。この間がいえ方に基づいて、SCA令状の国外データへの効力が否定される判断(Microsoft Corp. v. United States, 829 F.3d 197 (2016).)がなされ、連邦最高裁判所に上告がなされていた。ただし、SCA令状の適用範囲を明確化するクラウドアクトが2018年に制定されたため、争点がなくなったとして、審理が取りやめとなっている。クラウドアクトによって、SCAの規定が国外のデータにも適用されることが明確にされ、捜査の対象となる通信内容や通信記録等の情報が米国外にある場合でも、米国の捜査機関は、SCA令状に基づき情報の保全や開示を求めることができることになった(18U.S.C. 2713)。

一方、サイバー犯罪条約第32条は、捜査機関等による国境を超えるコンピュータ・データへのアクセスが許容される要件として、正当な権限を有する者の合法的なかつ任意の同意が得られることをあげている。日本では、国外データへの捜査機関の強制捜査は主権侵害の恐れがあり国外サーバに対する強制捜査はサイバー犯罪条約32条の要件を満たす場合のみ許されるという考えが有力であった。FC2事件最高裁決定では、このような主権侵害恐れがあることを前提として、当該捜査については「重大な違法があるということはない」として証拠として認めている。しかし、外国サーバへのアクセスがどのような条件で認められるのかについて、明確な基準は示されていない状況である。なお、2021年に採択されたサイバー犯罪条約の第2追加議定書では、締約国が他の締約国内の事業者の情報にアクセスするための条項が設けられることとなった。

ところで、日本の裁判では、被疑者保有の端末への強制捜査の際に国外データへのアクセスが許容されるかどうかが争われている。これに対して、米国やサイバー犯罪条約に関する議論では、被疑者等に関する情報を保有する事業者に対する捜査が問題となっており、被疑者保有の端末への捜査はほとんど問題になっていない。米国の裁判例や欧州評議会での議論を見ると、このような捜査はあまり問題視されず行われていることが推測される。

そもそも、捜査機関による情報の取得が他国の国家主権の侵害になるのは、当該他国が主権を有する捜査対象者に対する公権力の行使をとともなう場合であり、情報の取得が公権力の行使にあたるのは、捜査対象者の人権を不当に制約する場合である。被疑者に対して直接捜査が行われる場合には、被疑者自身が任意による情報の提供を拒むことができるため、一定の法定手続きが保障されることになる。一方で、捜査対象者がネットワーク事業者のような第三者である場合、情報主体である被疑者は、情報の開示に関して、通常、全く関与せず認識もしていない。当該データが所在する国家にも認識されずに行われることも多い。

本研究では、これらの国内外の状況を比較検討し、次のように結論づけている（小向太郎「クラウド上のデータを対象とする犯罪捜査に関する法的課題」情報処理学会第79回電子化知的財産・社会基盤（EIP）Vol.2021-EIP-79（2018/2/16）、Komukai, T., Ozaki, A. (2018). The Legitimacy of Cross-Border Searches Through the Internet for Criminal Investigations, IFIP Advances in Information and Communication Technology, vol 537. Springer, Cham. https://doi.org/10.1007/978-3-319-99605-9_25）小向太郎「クラウド・アクトと越境データ捜査」情報ネットワーク法学会第18回研究大会報告（2018年12月9日）。

- ・ 捜査機関が自国内の被疑者等を直接の捜査対象者とする捜査が、法定の手続きに基づいて行われる場合には、当該強制捜査の対象となっている端末等から被疑者がアクセスしている国外サーバ上の情報に対しても捜査が許容されると考えるべきである。
- ・ クラウドサービス提供者等の第三者保有の個人情報を対象とする捜査が行われる場合には、法定手続きの保障が有効に機能しない可能性があるため、サイバー犯罪条約のような国際的な枠組みを確立することが重要であり、条約改定等の議論に積極的に関与していくことが望ましい。

（2）第三者保有の個人情報に対する捜査

現在では、多くの企業が保有するコンピュータに、大量の個人に関する情報が蓄積されている。これらの企業が保有する個人情報に対して捜査が行われる場合には、そのデータが国内外のどちらに存在する場合でも、本人が認識していない間にデータが入手され、本人が関与する機会も与えられないことが起こりうる。このような懸念に関して、本人の権利を保障するアプローチとしては、次のようなものがある。

対象	制限	日本	米国	EU
捜査機関	令状主義	憲法 35 条，刑事訴訟法 197 条	連邦憲法修正 4 条（同意捜査に関する議論）	欧州人権条約 8 条
	データ保護	個人情報保護法（除外規定あり）	なし	警察・刑事司法指令（データ保護機関による監督）
データ管理者	守秘義務	通信の秘密，医療従事者の守秘義務等（通信の秘密以外は任意協力）	通信事業者（通信記録法の守秘義務など）	通信の秘密，医療従事者の守秘義務等
	データ保護	個人情報保護法（捜査協力のための提供は許容）	なし	強制捜査が「適法な利益」に基づく場合のみ提供が可能

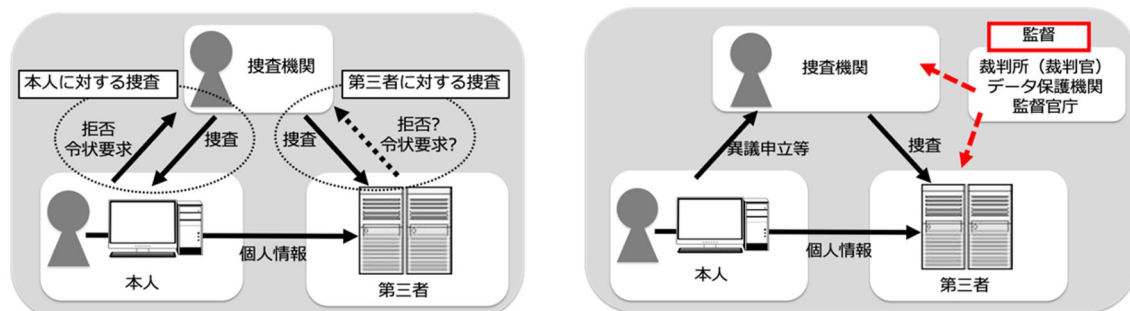
出典：Komukai, T. (2022). Privacy Protection During Criminal Investigations of Personal Data Held by Third Parties, IFIP Advances in Information and Communication Technology, vol 656. Springer, Cham. https://doi.org/10.1007/978-3-031-15688-5_17. の図表を翻訳。

第三者保有の個人情報に対する捜査については、情報の保有者の人権への配慮を必ずしも期待できないという問題がある。犯罪捜査における捜査対象者の権利の保障は、強制処分法定主義や令状主義の考え方によって図られてきた。しかし、これらが有効に機能するためには、それに対する異議申立がありうることを前提になる。強制処分は、強制されなければ対象者が協力を拒否

するから強制処分なのであり、自分が保有する情報について強い利害関係を持たない第三者に対して情報の提供が求められる場合には、十分に機能しない可能性がある。

現在では、情報技術の発達で膨大な量の情報が収集・保存されるようになったことにより、第三者が保有している情報に対する本人の利害が、以前とは比べ物にならないほど大きくなってきている。そもそも、個人情報保護制度はこのような状況から発展してきたものであり、透明性や本人の関与が求められるようになった理由もここにある。

一方で、犯罪捜査の世界では、地道な情報収集は捜査の基本である。どのような情報を捜査機関が持っているのかを全て被疑者に知られてしまつては困る。捜査機関の側からすれば、個人情報を保有する第三者に捜査協力を依頼することは、「張り込み」や「聞き込み」等の伝統的な捜査の延長線上にあるものであろう。情報の本人の人権に配慮して抑制したり、本人にして情報を取得していることを知らせたりすることを、捜査機関の自主的な取組として求めることは、難しい面がある。また、犯罪捜査が過度に抑制され、社会の安全が損なわれることが望ましくないのは言うまでもない。



出典：小向太郎「捜査機関による第三者保有の個人情報に対するアクセスと本人の保護」情報通信政策研究第4巻1号（2020）-3、-16頁

そして、これらのバランスを、犯罪捜査手続きに関する制度だけで実現することは難しい。個人情報保護制度や特別な情報に対する法的保護とあわせて、相互補完的な制度を検討していくことが必要である。

本研究では、関連の制度を比較・分析した結果、次のようなアプローチが有効に機能しているかどうかを検証する必要があると結論づけている (Komukai, T. (2022). Privacy Protection During Criminal Investigations of Personal Data Held by Third Parties, IFIP Advances in Information and Communication Technology, vol 656. Springer, Cham. https://doi.org/10.1007/978-3-031-15688-5_17.)

- ・ 捜査機関の適正取扱（令状主義，個人情報保護）
- ・ 情報保有者の守秘義務（個人情報保護，職業上の守秘義務）
- ・ 捜査機関から独立した機関による監督

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 2件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 Taro Komukai	4. 巻 656
2. 論文標題 Privacy Protection During Criminal Investigations of Personal Data Held by Third Parties	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Human Choice and Digital by Default: Autonomy vs Digital Determination, IFIP Advances in Information and Communication Technology	6. 最初と最後の頁 200-213
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/978-3-031-15688-5	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小向太郎	4. 巻 93
2. 論文標題 2021年2月1日越境捜索最高裁判所決定 (FC2事件) 米国との比較と情報法からの検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Law & Technology	6. 最初と最後の頁 52-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小向太郎	4. 巻 Vol. 62 No. 11
2. 論文標題 ネットの誹謗中傷問題は解消するのか? プロバイダ責任制限法改正と今後の課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 情報処理	6. 最初と最後の頁 e55-e61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.20729/00213225	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Taro Komukai	4. 巻 1, Issue 3
2. 論文標題 A Comparative Study of the Extraterritorial Enforcement of Data Protection Rules in the EU, US, and Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Global Privacy Law Review	6. 最初と最後の頁 180-185
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小向太郎	4. 巻 第4巻第1号
2. 論文標題 捜査機関による第三者保有の個人情報に対するアクセスと本人の保護	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 総務省 学術雑誌『情報通信政策研究』	6. 最初と最後の頁 -63, -80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小向太郎	4. 巻 2020-
2. 論文標題 論文紹介：法執行機関によるデータの収用	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日米法学会『アメリカ法』	6. 最初と最後の頁 74-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Taro Komukai	4. 巻 38
2. 論文標題 Data Protection in the Internet: Japanese National Report	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Data Protection in the Internet: Ius Comparatum - Global Studies in Comparative Law	6. 最初と最後の頁 253, 269
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/978-3-030-28049-9	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 Taro Komukai & Aimi Ozaki	4. 巻 537
2. 論文標題 The Legitimacy of Cross-Border Searches Through the Internet for Criminal Investigations	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 IFIP Advances in Information and Communication Technology	6. 最初と最後の頁 329-338
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/978-3-319-99605-9_25	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 小向太郎	4. 巻 2017-2
2. 論文標題 最近の判例 : Microsoft Corp. v. United States, 829 F.3d 197 (2016).	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 324-328
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小向太郎	4. 巻 1521
2. 論文標題 データポータビリティ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 26-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 小向太郎
2. 発表標題 インターネット上的人格権侵害に対する差止請求
3. 学会等名 情報処理学会第97回電子化知的財産・社会基盤 (EIP)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小向太郎
2. 発表標題 プライバシー侵害における損害
3. 学会等名 情報処理学会第96回電子化知的財産・社会基盤 (EIP)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小向太郎
2. 発表標題 個人情報保護と犯罪捜査規範
3. 学会等名 情報処理学会第95回電子化知的財産・社会基盤 (EIP)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小向太郎
2. 発表標題 インターネット上の権利侵害の削除プロセスに関する制度
3. 学会等名 情報処理学会第94回電子化知的財産・社会基盤 (EIP)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小向太郎
2. 発表標題 インターネット上の権利侵害に対する削除請求
3. 学会等名 情報処理学会第93回電子化知的財産・社会基盤 (EIP)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小向太郎
2. 発表標題 EUデジタルサービス法案と媒介者責任
3. 学会等名 情報処理学会第92回電子化知的財産・社会基盤 (EIP)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小向太郎
2. 発表標題 Alan Westin "Privacy and Freedom" の「現代的プライバシー権の起源」に関する考察
3. 学会等名 情報処理学会第88回電子化知的財産・社会基盤 (EIP)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 小向太郎
2. 発表標題 Twitter上の警告表示とグッドサマリタン条項
3. 学会等名 情報処理学会第89回電子化知的財産・社会基盤 (EIP)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 小向太郎
2. 発表標題 犯罪捜査における位置情報の取得とプライバシー
3. 学会等名 情報処理学会第87回電子化知的財産・社会基盤 (EIP)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 小向太郎
2. 発表標題 クラウド・アクトと越境データ捜査
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 小向太郎	4. 発行年 2022年
2. 出版社 NTT出版	5. 総ページ数 251
3. 書名 情報法入門（第6版）デジタルネットワークの法律	

1. 著者名 David Kreps , Robert Davison, Taro Komukai, Kaori Ishii	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 212
3. 書名 Human Choice and Digital by Default: Autonomy vs Digital Determination, IFIP Advances in Information and Communication Technology, 656	

1. 著者名 小向太郎	4. 発行年 2020年
2. 出版社 NTT出版	5. 総ページ数 236
3. 書名 情報法入門（第5版）デジタルネットワークの法律	

1. 著者名 小向太郎・石井夏生利	4. 発行年 2019年
2. 出版社 NTT出版	5. 総ページ数 184
3. 書名 概説GDPR-世界を揺るがす個人情報保護制度	

1. 著者名 David Kreps, Charles Ess, Louise Leenen, Kai Kimppa (Eds.)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 394
3. 書名 This Changes Everything - ICT and Climate Change: What Can We Do?	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 15th IFIP International Conference on Human Choice and Computers, HCC 2022,	開催年 2022年 ~ 2022年
---	----------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------